



平成29年度 第7回「山梨近代人物館教育普及事業」山梨近代人物学講座

12/3 (日) 開催

中高校生のための

人物から学ぶ やまなしの歴史ツアー



12月3日(日)

集合：9：00 山梨県庁舎別館3階「正庁」

人物館到着予定時刻：15：30

明治から戦前にかけて日本や山梨は大きく発展していきました。その礎をつくったのは、どんな人物たちなのでしょう？このバスツアーでは、峡東方面出身の人物を中心に展示施設やゆかりの地を訪ねます。中高校生のみなさんのたくさんのご参加お待ちしております！



早川徳次 はやかわ のりつぐ

ロンドンで目撃した「地下鉄」に衝撃を受け、不可能といわれた東京に地下鉄を実現。
笛吹市出身



根津嘉一郎 ねづ かいちろう

「山梨が生んだ鉄道王」
実業家としての経営や教育関係に大きな寄付を続けた。
山梨市出身



留学当時
25歳



留学当時
18歳

高野正誠 土屋龍憲

たかの まさなり つちや りゅうけん
今から140年前、二人の青年は、ぶどう栽培やワイン醸造などの調査のためにフランスへ留学した。
甲州市出身



栗原信近 くりはら のぶちか

山梨初の金融機関を設立。
公益を追求する姿勢を貫いた。
韮崎市出身

写真提供 / 東武博物館提供・甲州市提供・山梨中銀金融資料館蔵・個人蔵

- ・対象：中学生、高校生
- ・定員：20名(定員になり次第終了)
- ・参加費：1,000円(保険料、入館料、お弁当など)
- ・参加費の支払方法は、裏面をご覧ください。
- ・お弁当・飲み物は、ご用意しています。

※天候の悪化などによりコースが変更になる場合があります。

☆コース予定

山梨近代人物館→根津記念館→宮光園→
早川徳次の生家→山梨県立博物館(昼食)→
山梨中銀金融資料館→山梨近代人物館

到着予定時刻：15：30

※お迎えのご家族の方は、山梨近代人物館でお待ちください。



【主催・企画】

山梨近代人物館

The Museum of

MODERN YAMANASHI HISTORICAL FIGURES

【旅行企画・実施】【申込み・問い合わせ】

公益社団法人

やまなし観光推進機構

山梨近代人物館は、ホームページ・フェイスブックで情報を更新しています。

場所：山梨県庁舎別館2階

休館日：第2・第4火曜日
(土日も開館しています)

参加申し込みは、裏面をご覧ください。

★申し込み方法 ⇒ 電話にてお申し込みください。

申込み専用ダイヤル 055-231-2230

※裏面の申込書及び保護者の同意書の提出をお願いします。

ご記入の上、(公社)やまなし観光推進機構宛にご郵送またはご持参ください。

平成29年度 第7回「山梨近代人物館教育普及事業」山梨近代人物学講座 中高生のための人物から学ぶ歴史ツアー ご旅行申込書並びに保護者の同意書 ツアー日時:平成29年12月3日(日)

学校名/学年	/					
参加者本人 (参加者本人の 自署でご記入下 さい。)	氏名					
	住所					
	生年月日	平成	年	月	日生	年齢

上記の者の参加申込みに同意します。

保護者様 (保護者様の 自署でご記入 下さい。)	氏名				印
	続柄				
	住所				
	電話番号				

本ツアー参加に当たりましては、必ず保護者の方の同意書に署名・捺印をいただき、ご提出をお願い致します。

お支払方法:お電話にてお申込みの上、やまなし観光推進機構(山梨県庁別館2階)の窓口でのお支払い
または銀行振込(山梨中央銀行 県庁支店 普通 670860 (公社)やまなし観光推進機構)にてお願いいたします。

お申込み専用ダイヤル 055-231-2230

ご旅行条件(要約) お申し込みの際には、必ず旅行条件説明書(全文)をお受け取りいただき、事前にご確認の上お申し込みください。

●募集型企画旅行取引条件説明書面(要約)

この旅行は(公社)やまなし観光推進機構(山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県知事登録旅行業第2-268号。以下「当機構」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当機構と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件説明書面(全文)、契約書面、出発前にお渡しする確定日程表と称する確定書面によります。

●お申し込み

(1) お申し込みの場合、当社所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。(二つが揃った時点で正式なお申し込みとなります。)*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

(2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当機構が予約の承諾した翌日から起算して7日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。

(3) a. 旅行開始日に65歳以上の方、b. 身体に障害をお持ちの方、c. 健康を害している方、d. 妊娠中の方、e. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当機構は可能な範囲内これに応じます。なお、旅行者からのお申し出に基づき、当機構が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。

●旅行代金

(4) 旅行開始日に満6才以上12才未満の方はこども代金を適用します。但し、満3才以上6才未満の幼児で、運送機関の座席確保及び宿泊施設の食事、寝具等必要な場合はこども代金を適用します。

●旅行契約内容・代金の変更

(5) 当機構は天災地変、戦乱、暴動、輸送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。

●取消料がかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

(6) お客様は、表記の取消料を支払って旅行契約を解除することが出来ます。取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

解除の時期	取消料の内容
11日目に当たる日以前の解除	無料
10日目に当たる日以降の解除	旅行代金の20%
7日目に当たる日以降の解除	旅行代金の30%
旅行開始日前日の解除	旅行代金の40%
旅行開始日当日の解除	旅行代金の50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

●取消料がかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

(7) ①旅行契約の内容の10項に例示されているような重要な変更が行われたとき。②旅行代金が増額されたとき。③当機構が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。④当機構の責めに帰すべき事由により、当初の旅行日程どおりの実施が不可能となったとき。

●当機構による旅行契約の解除

(8) 次の場合当機構は旅行契約を解除することがあります。(一部例示)・旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。・申し込み条件の不適合。・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

●特別補償

(9) 当機構はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、補償金及び入院見舞金を支払います。

●個人情報の取り扱いについて

(10) 当機構は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

(11) 当機構は、当機構が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様のご連絡に当たり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当機構は、営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品発送のためにこれを利用させていただくことがあります。

●募集型企画旅行契約約款について

(12) この条件に定めのない事項は当機構旅行業約款によります。当機構旅行業約款をご希望の方は、当機構にご請求ください。

国内旅行傷害保険加入のおすすめ

より安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で国内旅行傷害保険をかけられることをおすすめいたします。



公益社団法人

やまなし観光推進機構

旅行企画・実施

富士の国やまなし旅センター

登録番号 山梨県知事登録旅行業第2-268号

住所 〒400-0031 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館2F

電話番号 055-231-2230 FAX055-221-3040

E-mail y-tabi@yamakan-sk.jp

総合旅行業務取扱管理者 岡美広 担当 糸井和夫

お客様の旅行を取扱う営業所での説明にご不明な点がございましたら、ご連絡なく上記総合旅行業務取扱管理者にご質問下さい。



ひし丸くん